

## 【著書紹介】

自著『憲法への誘い』（右文書院、2014年）を語る

石村 修



### 1 出版までの顛末

本誌の編集者から、「最近出版された、自分の本についての紹介文を書いてください」との依頼が来た。とんでもないことであると思ったが、もう自分の大学生活の先が見えていることを考えると、こんな機会はこの先無いと考えて書くことにした。他者に紹介してもらおう「書評」形式よりも、確かに自分で紹介文を書くのは客観的ではないが、内容を分かっている者が書くので合理的であることははっきりしている。しかし、決して悪くは書けないので、良くないことと承知の上でこの紹介文を認めることにする。本を出版する

ということは、他者の目に触れて評価される覚悟を意味しているから、覚悟に勇気を足さなければならない。他方で、出版社にはリスクを負って本を出版するということで、執筆者以上の覚悟が必要にも思われる。この本が世の中に出る不思議な経緯から書き出すことにする。

私は、大学の講義で使用される教科書（体系書）の分担執筆はこれまで5冊あるが、自分ひとりで書いた教科書はない。助教授時代に出版した『基本論点 憲法』（法学書院、1988年、新版96年）は、教科書に近いものであり、その編集者からもこれをベースにして本格的な教科書を書いて下さいとの依頼はあった。しかし、自分が単独で教科書を書く自信はなく、ちょうど留学の時期に重なったので執筆はお断りした。教科書は限定されたその分野での「大物」が書くものと思っていた。この演習書も、編集者が退職した時点で

絶版としたが、アマゾンあたりで今でも超安値で売りにでているのを見るにつけ、哀れな気持ちになり、教科書は書くものではないとの気持ちを強くしてきた。実際、私の学生時代は、有斐閣の法律学全集である、清宮四郎『憲法』、宮沢俊義『憲法』を読めば一応憲法の学習は済んだ。ところが今の時代は、教員も出版社も教科書をどんどん気軽に出す時代へと変わってきた。貧乏学生だったので、指定された教科書は買わず、清宮・宮沢で通した。今は、主な読者である学生は自分が習う教員の教科書をもちたがる傾向があり、この教科書さえあればなんとかなる（単位はとれる）との考え方を持つようになって、教科書の超インフレ化に拍車がかかってきた。そんな時代を教員として過ごすことになる自分ではあったが、最初から教科書を書いてやろうという野望はまったくなかったのである。

本書の提案者である三武義彦氏とは、神保町のある「寿司屋」で知り合った（店名は、伏せておくことにする）。昼食は大方ひとりで、大学の近辺で済ますのを常としてきた。神保町は、今は、「カレー、ラーメン」の激戦区であるが、それ以外にも安くてうまい店は沢山ある。時間がないときは、学食ですますこともあるが、金曜日あたりはすこし遠くまで新しい店を開拓したりする。この寿司屋は超高級でもないが、値段の割には良いネタを出してくれると自分の舌で判断して、月に2～3度行くことにしている。馴染みになれば、珍しいものを出してくれたりする特典がある。大体1時過ぎにでかけ、たまには昼からビールを傾けて食することもあるが、同じパターンでいる客が他におり、どうもお互いに気になるようになった。たまたまその内にその1人と隣り合わせになった時に、なんとなく名刺を交換することとなった。立派な名刺には、「図書出版、右文書院社長、三武義彦」とあった。まったく関係ない職業ではないので、出版の世界の話を伺っていたが、その後、顔を合わすことが重なり、私の出身大学の先輩であることが判明した。彼は法学部の2年先輩で、高名な刑法のゼミにいたという。また、三武氏の祖父は専修大学を卒業し、さらに高等師範学校で学んだ後、大正7（1918）年に右文書院を創業したという。社名は「右文左武」に倣ったものであり、主に国語・国文学を専門とし、高等学校用の古典の教科書出版を手掛けてきた。ある時、三武氏は、出版の分野を広げたいと考えていたこともあり、私に本を出す気はないかと尋ねてきた。少しアルコールの入った状態であったこともあり、書いてもいいかなと返事してしまった。できればこの本はシリーズ化できないかということで、同僚を紹介し、同時期に出版する計画が進んでしまった。2013年の10月のころであったと記憶している。三武氏からは、他者はもうかなり書いたようですよと言われると、私も実際の作業に入らざるをえなくなってしまった。

本の内容はすべて任すと言われて、返事に窮して、「入門書」なら書けそうですと言ってしまった。教科書は先にも記したように、最初から書く気はないし、もう年齢を考えて書く時間もない。実は手本として、宮沢俊義『憲法』（有斐閣、1962年）、鶴飼信成『憲法』（岩波書店、1956年）をイメージし、著書の特徴が明確な本を書きたいと考えていた。そこで、まず章立てをおこない、全部で20章に収めた原案を作ってみた。次いで章の中で展開すべき中身をメモし、これをワープロ書きすると、イメージが少し膨らんできた。今回の本は、これまでの論文集と明確に異なり、全くの書き下ろしである。メモ書きにされたものを横目で見ながら、夕食後自宅のパソコンと1時間程度格闘する日々を過ごした。こうして約3カ月程度で半分が仕上がり、後の半分は5月ごろ仕上がった。6月にはすべての原稿を提出したはずであり、完成したのは7月ということになる。完成まで半年掛かった仕事であるが、大学の仕事とは別にして、すべて家で行ったにしては早かったのかもしれない。見直してみるとこれは早く書きなせなければならぬとする部分だけである。ただし、この本が行きついた場所と、足らない部分はどこかが分かっただけでも、一応活字にした意味はあったのかなと今は思っている。

## 2 タイトル

当初から広く市民、学生を読者として想定する法律の入門書のシリーズを作りましょう、という話であったので、タイトルは「法入門」あるいは「市民のための法」で統一しましょうという話であった。対象が、市民、学生であることには異論がなく、なるべく分かりやすく、専門用語はなるべく控え、「です、ます」調の口語体で行くという方針は確認された。法律書は硬いものというイメージを作らないということが最も重要なことになる。私はその点を強調するために、「あとがき」で、日本国憲法が「ひらがな書き」になった経緯を示し、これに貢献した国語学者の安藤正次と文学者の山本有三の事を書いた。この話は若い人には是非とも知ってもらいたかった点である。日本国憲法は翻訳調で文体がよろしくないという批判が絶えないが、実は、マッカーサー草案をベースにして、この二人が美しい日本語を考え、法律上の整備は、入江俊郎、佐藤達夫、金森徳次郎らが行っている。文学者と法律学者の協力の下で、憲法の文体が出来上がったことになる。宮沢俊義も、この文体になったことを毎日新聞で称賛していた（1947年6月）。

さて、問題のタイトルに話を戻すと、私の研究室にある本を眺めてみて、「入門

のタイトルを冠した本が沢山出版されていることが分かった。中には、「いちばんやさしい憲法入門」とか「わかりやすい憲法」「グラフィック憲法入門」という特性を顕した入門書もあった。そこで、「市民のための」というのが原案となったが、どうしてもしっくりこない。しばし考えることにしたが、趣味のジョキングをしていた時に、「誘い」という言葉が浮かんだ。これは、有名なダイシーの“An Introduction to the Study of the Law”をイメージしたもので、ここでは気取って「誘い」と訳してみた。走っている時も、時々アイデアが浮かび、すぐにメモが欲しい場合がある。この時も、「誘い・誘い」と呟きながら帰ってきた。この提案を同時に出版する方とも相談し、三武氏とも合意して「法への誘い」という案が作られた。おそらく同名の書物がないので、このタイトルは自分でも満足している。読者は、執筆者で選択するであろうが、タイトルや装丁で本を選択する場合もあるであろう。装丁も専門家をお願いして、複数の案から気に入ったものを選択させてもらった。

内容に「誘う」ために、各章に先駆けて数行で章の内容を要約しており、各章の内容に踏み込んでもらうための助走文としている。

### 3 本書の特色

入門書といっても、一応は憲法学で触れなければならない論点を網羅しなければならない点は、通常の体系書と変わりはないであろう。それに加えて、自分なりの色を最小限でも出してみたいという欲望はあった。ただし全体を20章として、「総論」を1～3章、「基本権」を4～12章、「統治の原理と構造」を13～18章、最後に、「展望」を19～20章とする構成には特性はない。巻末に少し高等な参考文献を付け、入門からその先を目指す者の需要に答えることにした。あるいは、この参考文献を基礎にしているけれども、本書は入門書に留まっているのであるとの言い訳を言いたかったのかもしれない。私が憲法を学習した時代は、重要判例も多くはなかったし、司法試験の出題も論述式であったこともあり、人権と統治の割り当てはほぼ同じであった。ところがロースクールが誕生して、新司法試験時代になった今日では、憲法も基本権中心になっている。そこで、本書でも、基本権の部分が先行し、頁も多くをその部分に割り当てなければならないようになった。専修の法科大学院でも、未修者に人権と統治のどちらを先に教授すべきなのか、迷ったところである。熟慮の末、総論の部分をまず踏まえてという意図で、「統治の基本理論」

とした。総論でしっかり憲法の特徴を理解してもらってから、基本権に向かってもらいたいという意図である。実は日本国憲法も、1章は天皇の表題であるが、ここは主権の論理を学び、4章以下の統治構造の部分に繋がっていくことになる。

自分がこれまで研究してきた分野は広いものではない。しかし、この分野は自信があるという領域がある。それは、比較憲法と憲法史であると思っている。法学部で分担してきた「比較憲法」の授業は、学びながら教えてきた大事な授業であった。専攻するドイツだけを講義するわけにはいかないで、アジアの法域まで研究してきた。夏休みはヨーロッパに行き、春休みは東南アジアの諸国を訪れてきたのは、本で読んだことを確認するためであった。比較憲法の薦めは、本書の最後の処で、「世界の中の憲法」としてまとめて言及している。他方、憲法史は比較憲法でも重視されるが、さらに、明治憲法の研究のなかで広がってきた。専修大学の出版局で出した『明治憲法 その独逸との隔たり』（1999年）、では憲法史と比較憲法が融合されていた。本書でも自分のこうした得意分野を活かしたつもりである。その特性は、総論の部分にあるので、そこを深く読んでもらうとありがたいのですが。

総論の部分は、いままで自分が書いてきた論文を活かすことに心がけ、他の体系書との違いを明確にした部分であり、ここで読者に対して本書が意図する点を、簡潔に論じようとしている。1章を「憲法国家の実現」として、近代立憲主義のエッセンスを開陳し、2章で「日本国憲法の誕生」を比較憲法史的にトレースし、3章で「憲法1条と99条の関係」を物語風の実証したのは、すべて日本国憲法の近代史における位置づけを明確にしておきたかったからであった。この部分から読む読者には、憲法という規範が他の法規と違う使命を帯びて存在していることを理解してもらいたかったし、日本国憲法が最初の成文憲法であるアメリカ合衆国憲法の流れの本流から外れていない点を確認してもらいたかった。そのメッセージは、「憲法国家」及び「蘇生憲法」という私の独自の造語に顕著に表れている。本を献呈した知人から、「独自の用語が適切に使われていますね」、との礼状をもらい、我が意をえたりと思っている。3章で1条と99条の関係を論じているのは、物語のはじめと終わりの文言の内容に注目したものである。1条の国民主権者と99条の国家公務員の関係は、国家の主体の国民とその国民に寄与する公務員の関係を法的に構成したものに過ぎないこと、そこで、99条に国民を加えるという憲法改正の方向は誤っていることを指摘したものである。憲法条文の配置は実によく配置されていたのである。

日本国憲法は押し付けられたものであり、主権国家なのだから自主憲法制定を行わなけ

ればならいと主張は、憲法制定後から連綿と続いてきたが、どうやら今の政権は本気で新憲法制定を考えているらしい。護憲運動に与してきた自分とすれば危惧する時代を前にして、本書の冒頭ではその考え方に異論を唱えたつもりである。第1に、日本国憲法は、近代立憲主義の流れのなかに位置づけられるものであり、同じ時期に制定された仲間が存在している。立派な名前のついた大日本帝国憲法は、改められるべきであったのである。第2は、日本国憲法の前案（マッカーサー草案）は戦勝国によって示されたものであるが、改正された選挙法による、総選挙後の国会によって追認されたものであり、その手続きは他の憲法制定と較べて、異常であったとはいえない。つまり、実的にも形式的にも、正当性を欠いた欠陥憲法ではなかった。こうした点を「はしがき」で明確にすることをもって、本書の内容は一応読者には伝わると考え、「はしがき」の内容は総論部分で繰り返されている。

の「基本権」ところの章立ても工夫したところである。まず表題を「基本権」としたのは、それなりの意図があった。近代史のなかで人の権利は突然現れたのではなく、人々の「権利のための闘争」のなかで獲得されてきたものであり、それが一定の思想を背景にして形成されてきたものである。そこで他の権利との差別化を明らかにするために、基本権と命名しておくことが必要なことなのである。その意味で自然権と区別され、とくに、憲法に書き込まれたという意図で「基本権」とした。日本国憲法でも基本権は主役の役割として保障されているのであり、その重要性は11条と97条に、つまり、冒頭と終章でしっかりと確認されていたのである。

学習する上で、さらに、特性を明確にする上で、基本権の体系化は必要不可欠であろう。これまで採用されてきたのがG・イェリネックの国家と国民との関係で分類する方法であるが、本書では「基本権の樹」をイメージした。このアイデアは畏友の山下威士氏の意向を受けた根森健氏が設定したもので、人間中心の人権論を描くとすれば必然的に人間中心の人権の体系化が必要で、それは人の存在を前提とし、その人が生存していく局面を俯瞰することになるであろう。基本権は「ドラエモンのポケット」のように都合よく現れるものではないが、必要に応じて行使できる状態になければならないであろう。その意味で、人権の樹は、基本権の大きな流れを示してくれるのであり、基本権の中核にあるものを明示できる特性がある。われわれが共同研究の末に作った『憲法詳論』（尚学社、1989年）で作図された「人権の樹」を本書でも踏襲している。この点は、根森氏に感謝申し上げる。

本章で特性があるとすれば、「生きる権利」を人権の樹の中核においており、総合的に

これを「生きる権利」として言及している。この点は比較的早い時点で、「胎児の生命権」や「死刑」を演繹的に説明するなかで主張してきたことであり、最近ではこの傾向を踏襲するものが多い。人間はまず「自由権としての生きることが」保障され、次いで、国家に保護された生命が保障されなければならない。先のイエリネックの分類に較べて現実的であり、基本権がグローバルに保障されている現実に相応している。「欧州人権条約」も「生命に対する権利」で始まっている（2条）。

さらに、他書と異なる点は、基本権の「主観性と客観性」を区別しながら論じる点である（7章）。憲法は人に対してと国家機関を名充てとしている部分とに区分され、後者は制度的保障として前者を補完する意味で存すると説明されてきた。欧州の独自の制度に裏打ちされてきた各種の制度を日本国憲法で同等に認めるわけにはできない。そこで客観的に保障された部分（大学の自治）を制度からだけで援用するのではなく、自由権との拘わり度（学問の自由）で説明しようとした。同様のアイデアは、難解な「平等権と平等原則」の箇所でも使用されている。

統治のところでも若干の独自の仕掛けは試みている。この先、紹介文であまり長々と内容に触れるわけにはいかないのも、この程度に収めておくことにする。後は、実際に手にとって読んでもらいたいというのが、私からのメッセージです。

#### 4 本書で言い残したこと

最後に、本書で気になっていた点を書かなければならないであろう。それは第一に「平和主義」を規定した、第9条にほとんど触れなかった点である。わずかに、「生きる権利」の延長に「平和的生存権」を書き、憲法変遷論の箇所でも9条のことに触れている。しかし、本来、日本国憲法の3大基本原理とされた憲法9条については、入門書であったとしても然るべき頁を割くのは普通である。最も標準的とされている、芦部『憲法』で約20頁ある。私が避けた（書けなかった）のは、戦後の9条を巡る環境の変化の大きさが、簡単に描くのを抑性させたからでもある。かなり言い訳的になってしまうが、前には書けたのに（栗城・戸波編『憲法』青林書院）、現状では簡単には書けなくなってしまった。9条の実態が、自衛隊法と日米安全保障条約の成立をもって根本的に変わってきた点は、大方の読者は知っている。判例もその変容についての判断は避けてきている。9条の政府解釈は変化してきたが、それでも9条の中核の一部は残されていた。解釈によって規範内容を変え

ることに限界があるから、憲法改正論がたびたび登場してきた。このプロセスを本書でも書くべきであったのかもしれないが、今の政府の9条に対する姿勢を見るにつけ、簡単にまとめることが出来ないと思った。そこで、本書では9条は独立した章を設けて書かなかった。この点の補足は、いずれかの時点で書かなければならないと思っている。

もう一つの反省は、図解が少なかった点である。他の本と比べると、図は圧倒的に少ないし、私の本の方が理屈っぽい。「やさしく」書くことを心がけていたのに、結局は私の世界で憲法を描くことに終始しているように思う。ロースクールの学生からは、別の角度から憲法を理解しようとし、その点で参考になったという感想をもらった。問題は、学生が読んでどう思うかである。ゼミ生に本書を読んでもらって、感想をもらうことにしているので、そこで本書の意図が伝わったかどうか聞いてみたい。「できるだけ分かり易い、しかし、一定の学問的レベルをもった解説書」になったかどうかは、彼らに聞いてみることにしたい。

私の人生は日本国憲法の公布と軌を一にしてきたが、本書がこの憲法に愛着をもってきた一人の研究者の「憲法への誘い」になったかどうかは、読者が判断してくれることであらう。

(いしむら おさむ 専修大学法科大学院教授)